

長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1 長野県教育委員会は、本県におけるいじめ問題の克服に向けて関係機関等が連携を図ることにより、いじめの防止及び早期発見・早期対応（以下「いじめ防止等」という。）並びにいじめ防止等に関する地域、家庭、関係機関等の連携をより実効的なものとするため、長野県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2 協議会では、次の事項について連絡調整を図るものとする。

- (1) 学校及び地域におけるいじめの状況
- (2) 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- (3) 新たな知見、見解等に基づくいじめの予防教育のあり方
- (4) 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

(構成)

第3 協議会は、別表の1に掲げる関係機関の長が指名する者及び2の表の右欄に掲げる者によって構成する。

2 協議会に会長を置き、長野県教育委員会教育長をもって充てる。

(会議)

第4 協議会は、会長が招集し、会長が進行をする。

- 2 協議会は、必要に応じ、協議会を構成する者以外の者に対し協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会を構成する者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第5 協議会の事務局は、長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室に置く。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

(別表)

1 関係機関

| |
|--------------------|
| 長野県弁護士会 |
| 長野県医師会 |
| 長野県臨床心理士会 |
| 長野県社会福祉士会 |
| 長野県精神保健福祉士協会 |
| いじめNO! 県民ネットワークながの |
| 長野県PTA連合会 |
| 長野県市町村教育委員会連絡協議会 |
| 長野県高等学校長会 |
| 長野県中学校長会 |
| 長野県私学教育協会 |

2 行政関係者

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 法務省長野地方法務局 | 人権擁護課長 |
| 長野県 | 県民文化部次世代サポート課長 |
| | 県民文化部こども・家庭課長 |
| | 県民文化部私学・高等教育課長 |
| | 中央児童相談所の職員のうちから 中央児童相談所長が指定する者 |
| 長野県警察本部 | 生活安全部少年課長 |
| 長野県教育委員会 | 教育長 |
| | 教学指導課心の支援室長 |